

令和4年8月1日

保護者の皆様へ

見附市教育委員会学校教育課長

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された場合の
見附市立学校に通学する児童生徒の登校について（お願い）
（令和4年7月23日以降）

日頃より、見附市立学校の教育活動に御理解とご協力をいただきありがとうございます。
見附市教育委員会では令和4年2月と4月と5月に、市立学校に通う児童生徒の保護者様に感染拡大防止に対する家庭での対応について、協力をお願いし、文書を配布したところです。7月末になり、国や県の対応の一部に変更がありましたので、その部分を取り入れて、改めて保護者の皆様にお知らせすることといたします。

これまでの対応から変更がある場所について、**網掛けでお示ししています。**

記

- 1 児童生徒の同居家族に陽性者が出た場合、児童生徒は「濃厚接触者」となります。無症状であれば、**5日間**の自宅待機期間が原則です。（保健所は特段の連絡をしません）
- 2 児童生徒が家族以外の陽性者の「濃厚接触者」と認定された場合、無症状であれば、**5日間**の自宅待機が原則です。
- 3 上記の2と3の場合、家庭であらかじめ薬事承認された検査キットを手に入れることができ、濃厚接触者の児童生徒自身が「**自宅待機2日目と3日目**」にキットを使用して検査し陰性であれば、7日間の健康観察を行うことを条件に、自宅待機期間を**3日間**へ短縮できます。健康観察については、各学校と確認してください。

<検査キットについては厚生労働省ホームページ参照>

「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

（新潟県HP<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/noukousessyoku.html>）

- 4 児童生徒の同居家族が「濃厚接触者」だが、児童生徒は「濃厚接触者」ではない場合、児童生徒が無症状であれば、登校は可能です。この場合、家族内に風邪症状の方がいないか、御家庭で十分確認の上、登校させてください。心配で休ませるという判断を保護者がする場合、これまで同様出席停止の扱いとします。
- 5 本通知は「見附市立学校に通う児童生徒」が対象です。感染の状況により、対応は随時変わることがあります。

【担当】 学校教育課
課長補佐 関
62-1700(430)

例 見附市内に住む 4人家族のモデルケース



父：会社員

母：福祉施設勤務

兄：見附市立小学校6年生

妹：見附市立小学校 2年生

濃厚接触者

【事例】

妹が通う塾で陽性者が出た。妹は「濃厚接触者」と指定されたが、今無症状である。
市内の小学校に通う兄と妹はそれぞれどうすればよいか？

【確認 前提】

- ア 「濃厚接触者で無症状者」は原則自宅待機5日間の対応をとる。
- イ 自宅待機中に発熱等の症状がある場合は、医療機関や保健所、県の相談センターに連絡の上、受診する。
- ウ 濃厚接触者の自宅待機を短くする場合、抗原検査を2日目と3日目に行う。

1 見附市立学校に通う児童生徒（このケースでは兄と妹）

①濃厚接触者である妹の場合。

- ・陽性者と最終接触した翌日を1日目として原則5日間の自宅待機となり、登校を控えてください。 下記の場合、自宅待機期間が短くなる場合があります。

「薬事承認を受けている検査キット」を家庭で保持していた。妹は無症状である。待機期間2日目と2日目に検査を行い、陰性が証明された。学校に指示を仰ぎ、健康観察を引き続き行いながら、3日目から登校が認められた。

※この場合でも、保護者が登校させることに不安を感じる場合、5日間自宅待機を継続しても出席を要さない日として出席停止の扱いとなります。

②「同居家族が濃厚接触者と認定された」兄の場合

- ・兄に風邪症状がない場合、登校可能です。 この場合でも、保護者が登校させることに不安を感じる場合、出席を要さない日として出席停止の扱いが可能になります。
- ・自宅待機中の妹に風邪症状が表れた場合は、これまで同様に兄も登校を控えてください。

2 他の家族（このケースでは父母）

- ・父と母は濃厚接触者ではなく兄同様に「濃厚接触者の同居家族」です。父と母の動きについては学校ではなく、それぞれ父と母の職場・所属の指示に従ってください。
- ・父または母が「濃厚接触者」と言われた場合も、兄と妹は「濃厚接触者の同居家族」です。父または母と、兄・妹が、それぞれに無症状であれば、登校が可能です。